

平成29年第3回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成29年4月28日（金曜日） 1日間 本会議1日

平成29年4月28日第3回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 向 井 正 2番 吉 田 豊 3番 田 中 静 雄 4番 碓 勝 征 5番 漆 原 悦 子 6番 井 上 正 宣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 原 田 希 10番 寺 崎 太 彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 総 務 課 長 江 崎 文 男 健康福祉課長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局主査 江 崎 智 恵

議事日程 平成29年 4 月28日 午前10時開会（開議）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長のあいさつ
- 日程第 4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第22号～議案第24号)
- 日程第 5 議案審議
議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第24号 上峰町副町長の選任について
- 日程第 8 討論・採決

午前10時 開会

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日は、平成29年第 3 回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙中、御参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第 3 回上峰町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

日程第 1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3 番田中静雄君及び 4 番碓勝征君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第 2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 町長のあいさつ

○議長（寺崎太彦君）

日程第 3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成29年第 3 回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多忙の中、御出席を賜りまして心から感謝を申し上げます。

本日は 3 議案を上程させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第 4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第 4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成29年 4 月28日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成29年 4 月28日提出

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第24号

上峰町副町長の選任について

下記の者を上峰町副町長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1942番地 4

氏 名 森 悟

生年月日 昭和28年 1 月15日

平成29年 4 月28日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、3 議案を提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より 3 議案が上程されました。

補足説明を求めます。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）の補足説明をさせていただきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 2 号）を含む平成29年度の税制関連法案が 3 月27日に国会において可決成立、3 月31日に公布をされております。

本町におきましては、施行日の関係上、急を要する規定について 3 月31日に専決処分により本町税条例の一部改正を行ったところでございます。このため、同日開催の臨時議会には議案送付が間に合わず専決処分となったこと、御理解をお願いいたします。

今回の改正の主なものとして、固定資産税関係においては、課税標準の特例措置を自治体条例で定める、いわゆるわがまち特例の規定の追加。

軽自動車税のほうでは、新車に係るグリーン化特例の 2 年延長と、自動車メーカーによる燃費試験不正事件を受けた再発防止策が規定をされております。

それでは、お手元に上峰町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表の御用意をお願いいたします。

新旧対照表につきましては、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

なお、改正規定中、条ずれや項ずれ、読みかえ規定等の説明は省略させていただき、主要な規定を中心に説明をさせていただきます。

7 ページの中段をお願いいたします。

第61条の2の規定は新設の規定でございますが、第1項から第3項まで、固定資産税の課税標準の特例措置を条例で定めるもので、わがまち特例と呼ばれるものでございます。

内容といたしましては、待機児童問題が社会的課題となる中、保育の受け皿となる施設等の整備を促進するため、小規模な施設に対しても税制面での優遇措置を設けるというものでございます。

まず、第1項につきましては、法第349条の3第28項に規定される家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産について、課税標準をその2分の1に軽減するもので、平成29年4月から31年3月までの設置分を対象とし、5年間軽減を行うものでございます。

第2項につきましては、法第349条の3第29項に規定される居宅訪問型保育事業の用に供するものでございます。

また、第3項につきましては、法第349条の3第30項に規定される利用定員5人以下の事業所内保育事業の用に供するものでございます。

第2項、第3項の事業に係る設置期限や軽減の割合、適用期間に関しましては、第1項の家庭的保育事業と同一となっております。

飛びまして、11ページの中段をお願いいたします。

制定附則第10条の2各項の規定でございますが、こちらも先ほどの第61条の2の規定と同様、固定資産税のわがまち特例を規定するものでございまして、第8項と第9項が新設の規定となっております。

第8項に掲げる法附則第15条第44項に規定されるものにつきましては、企業主導型保育事業の用に供する施設が規定されておまして、平成29年4月から平成31年3月までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府からの運営費補助を受けた事業主等が一定の施設を設置する場合につきましては、当該施設の用に供する固定資産税が対象となりまして、その課税標準を2分の1とするものでございます。最初の課税から5年間、税負担が軽減されるものでございます。

次の第9項につきましては、改正後の都市緑地法に規定する緑地管理機構が土地を所有、または無償で借り受け、同法に規定する、仮称でございますが、市民公開緑地を設置、管理する場合の課税標準の特例を規定したものでございます。

緑地管理機構とは、緑地の設置、管理について一定の能力を有する民間団体等を法改正後に権限移譲を受けた市町村長が指定した組織を言い、市民公開緑地とは、その緑地の設置、管理する計画について市町村長の認定を受けたものでございまして、5年以上、地域住民の

利用に供する緑地とされております。

平成31年3月までに当該緑地を設置及び管理する場合、土地に係る固定資産税について最初の課税から3年間、その課税標準が3分の2ということで軽減をされるものでございます。施行日は、都市緑地法の一部を改正する法律の施行の日とされております。

飛びまして、16ページをお願いいたします。

制定附則第16条第5項から第7項まで、軽自動車税のグリーン化特例規定の2年延長に関するものでございます。

改正前は平成29年度の課税分までが規定をされておりましたが、改正により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車登録、初回の車両番号の指定というものを受けた3輪以上の軽自動車については平成30年度分に限り、また、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車登録を受けたものについては平成31年度分に限り、グリーン化特例が適用されることとなりました。これにより2年間の延長というものでございます。

その規定中、第5項につきましては、電気自動車などが対象で75%の減税。

第6項は、2020年度燃費基準プラス30%達成車両というものが対象でございまして、50%の減税。

第7項につきましては、2020年度燃費基準プラス10%達成車両が対象でございまして、25%の減税となっております。

なお、減税対象となるガソリン車、第6項及び第7項に規定されておりますが——につきましては、今回の改正により燃費基準が厳格化された上で適用されることとされております。

また、その下、附則第16条の2の規定も、軽自動車税のグリーン化特例に関するものでございます。こちらのほうにつきましては、昨年発覚いたしました自動車メーカーによる燃費試験不正問題を受けた再発防止策の一環でございます。

17ページの第2項につきましては、不正により発生した軽自動車税の不足分に関しまして、不正を行った者に不足分の納税義務を課すことを定めたものでございます。昨年度、平成28年度課税時点ではこの当該規定は未整備でございましたので、不足分についても納税義務者はあくまでも所有者でございまして、自動車メーカー側につきましては、軽自動車税のユーザーに対する補償の一環として各自治体に第三者納付をしたというものでございます。

ちなみにでございしますが、平成28年度の本町で発生した不足額の総額は全体で16件、計43,200円でございましたが、全て指定期限内に完済をされております。

ちなみに、軽自動車税、自動車重量税、自動車取得税のうち、自動車取得税は取得者の申告納付で生じる税でございまして、他の税とは異なり、修正申告の手続が必要です。指定税理士など、第三者が手続を代行する際に添付が必要な委任状が提出されなかったこと等によりまして、一部で当該不足額の未納が発生しているとマスコミでは報じられております。

今回の規定の整備によりまして、不正が認められる場合、不正を行った者が不足分の軽自

自動車税の納税義務を負うということが明文化されたものでございます。

さらにその下、第3項につきましては、当該不正によって生じた不足分の税額の算定に際して、不足額に10%を乗じた額を加算することも規定をされております。

以上で議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）に関する補足説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんでしょうか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。

さて、私のほうからは議案第23号の補足説明をさせていただきます。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認になります。

これにつきましては、去る平成28年12月22日に平成29年度税制改正大綱が閣議決定をなされております。その中で、経済動向等を踏まえ、国保税における減額の対象となる所得の基準について引き上げる措置というものが盛り込まれておりました。この税制大綱を踏まえ、平成29年3月31日になりますが、地方税法の改正に伴いまして、地方税法施行令のほうも、あわせて一部改正をされております。これ、平成29年政令第118号によりまして所要の改正がなされているということになります。これを踏まえ、同日に専決処分を行いました上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の承認を求めるものでございます。

先ほど税務課長の説明の中にもございましたが、3月31日での政令公布となりました関係上、所要の手續におきまして同日開催をなされました臨時議会への上程に手續が間に合わず、専決処分に至った旨、御理解のほどを賜りたいというふうに思っております。

中身のほうでございますが、国民健康保険税における減額の対象となる所得の基準については、政令に定められております。各市町村におきましては、この額を超えない範囲において条例で規定することとなっております。

今回の改正によりまして、5割軽減及び2割軽減の低所得者保険税軽減措置の対象拡大とされているところでございます。

それでは、新旧対照表によりまして御説明を申し上げますので、新旧対照表の1ページ目の第13条の2の第2号、これをごらんください。

第2号は、5割軽減に関しての号になります。所得金額330千円に被保険者1人につき265千円を加算した金額を超えない世帯と従前しておりましたが、被保険者1人につき270千円に改正するものでございます。

裏面、2ページのほうをごらんください。

同項第3号になりますが、こちらは2割軽減に関しての号になります。所得金額330千円に被保険者1人につき480千円を乗じた金額を超えない世帯としておりましたが、被保険者1人当たりの額を490千円に改正するものです。

そして、第36条の2の規定に、新たに第3号として、その他特別の事情がある者を加えることとしております。

国保税の減免を行う者のうち、災害等などによりまして生活が著しく困難になった者などの規定は従前からあるものの、例えば生計中心者が刑事施設への収監期間、あるいは行方不明、失踪となった場合などに、従前どおり賦課し続けることによる不合理が生じるため、弾力条項を設け対応していくというものでございます。

この改正は、施行日は政令施行日と同日の平成29年4月1日からとしているところでございます。

以上、議案第23号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第22号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5．議案審議。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第23号

○議長（寺崎太彦君）

日程第6．議案審議。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第24号

○議長（寺崎太彦君）

日程第7. 議案審議。

議案第24号 上峰町副町長の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（原田 希君）

1点だけ質問をさせていただきます。

副町長さんの任期というのは、これは同意された場合はどういうふうになるのでしょうか。いつからいつまでかということでお尋ねをさせていただきます。

○総務課長（江崎文男君）

きょう御同意いただければ、5月1日から4年間という形になるかと思います。

○9番（原田 希君）

はい、わかりました。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第8 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第8. 討論・採決。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改

正する条例)の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(寺崎太彦君)

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(寺崎太彦君)

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 上峰町副町長の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第24号を採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(寺崎太彦君)

異議がないようですので、議案第24号を採決いたします。

本案について同意をすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(寺崎太彦君)

起立全員であります。よって、議案第24号は同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして会議を閉じます。

平成29年第3回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午前10時25分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 寺 崎 太 彦

上峰町議会議員 田 中 静 雄

上峰町議会議員 碓 勝 征